

琉球大学法文学部規程

〔 1972年3月31日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則（1972年3月27日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学法文学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学科及び昼夜開講制)

第2条 本学部に、総合社会システム学科、人間科学科及び国際言語文化学科を置く。

2 総合社会システム学科及び国際言語文化学科に、主として昼間において授業を行うコース（以下「昼間主コース」という。）と総合社会システム学科及び国際言語文化学科に主として夜間において授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 各学科の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 科	教 育 研 究 上 の 目 的
総合社会システム学科	社会科学の幅広い知識を持ち、現代社会の諸問題を総合的かつ多角的に分析できる人材や、問題の発見及びその解決の能力を有し、情報処理能力及び実践的言語能力を備えた国際性豊かな人材の育成。それを支える法律、経済、政治・国際関係の各分野の基礎的及び応用的研究。
人間科学科	人間の本质や行動を理解するという共通の目標に向かって、認知・行動科学の立場から、さらに文化や歴史や地域を学ぶ立場からさまざまなアプローチを加えることによって、人間と社会と文化との関係を複眼的にとらえることができる人材の育成。それを支える人間行動、社会学、地理歴史人類学の各分野の基礎的及び応用的研究。
国際言語文化学科	琉球・アジアおよび英米をはじめとする英語圏・ヨーロッパなどの言語・文学・文化・社会・歴史を深く理解し、異文化理解に不可欠な幅広い知識とコミュニケーション能力を身につけ、かつ各研究分野の専門知識を備えた、社会で幅広く活躍できる人材の育成。それを支える琉球アジア文化、英語文化、ヨーロッパ文化の各分野の基礎的及び応用的研究。

(講座)

第3条 本学部の学科に、次の講座を置く。

学 科	講 座
総合社会システム学科	法学、数量経済分析、比較経済分析、政策科学、国際関係論
人間科学科	人間行動、社会学、地域科学
国際言語文化学科	琉球アジア文化、英語文化、ヨーロッパ文化

(専攻課程)

第4条 各学科に、教育上の組織として、次の専攻課程を置く。

学 科	専 攻 課 程
総合社会システム学科 (昼間主コース)	法学，経済学，政治・国際関係
総合社会システム学科 (夜間主コース)	経済学
人間科学科	人間行動，社会学，地理歴史人類学
国際言語文化学科 (昼間主コース)	琉球アジア文化，英語文化，ヨーロッパ文化
国際言語文化学科 (夜間主コース)	英語文化

2 各専攻課程には、次の講座の教員が配置されるものとする。

専 攻 課 程	講 座
法学	法学
経済学	数量経済分析，比較経済分析
政治・国際関係	政策科学，国際関係論
人間行動	人間行動
社会学	社会学
地理歴史人類学	地域科学
琉球アジア文化	琉球アジア文化
英語文化	英語文化
ヨーロッパ文化	ヨーロッパ文化

3 学生は、入学後所属する学科のいずれかの専攻課程に属するものとする。

(履修コース)

第5条 各学科に、履修上の区分として、次の履修コースを置く。

学 科	履 修 コ ー ス	
総合社会システム学科 (昼間主コース)	専修	法律，経済学，政治・国際関係
総合社会システム学科 (夜間主コース)	専修	経済学
人間科学科	専修	哲学，倫理学，教育社会学，社会心理学，臨床心理学，社会学，社会福祉学・地域福祉学，マスコミ学，地理学，歴史学，人類学
	総合	人間行動論，生活福祉論
国際言語文化学科 (昼間主コース)	専修	琉球史，琉球民俗学，中琉関係史，琉球文学，日本文学，中国文学，琉球語学，日本語学，中国語学，朝鮮文学，英語文化，日本・国際事情，ドイツ言語文化，フラン

		ス言語文化，スペイン言語文化
	総合	総合履修
国際言語文化学科 (夜間主コース)		英語文化

2 各専攻課程に所属する学生が履修できるコースは、次のとおりとする。

専攻課程	履修コース
法学	法律
経済学	経済学
政治・国際関係	政治・国際関係
人間行動	哲学，倫理学，教育社会学，社会心理学，臨床心理学，人間行動論
社会学	社会学，社会福祉学・地域福祉学，マスコミ学，生活福祉論
地理歴史人類学	地理学，歴史学，人類学
琉球アジア文化	琉球史，琉球民俗，中琉関係史，琉球文学，日本文学，中国文学，琉球語学，日本文学，中国語学，朝鮮文学，総合履修
英語文化	英語文化，日本・国際事情
ヨーロッパ文化	ドイツ言語文化，フランス言語文化，スペイン言語文化

(昼夜間主コースの変更)

第6条 昼夜間主コースの変更については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程（1972年3月27日制定）を準用する。

(専攻課程の決定及び変更)

第7条 学生の専攻課程の決定及び変更については、別に定める。

(授業科目の区分、履修方法等)

第8条 専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 各学科の授業科目の種類及び履修方法は、別表のとおりとする。

(授業科目の公示)

第9条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、この限りでない。

(単位の計算方法)

第10条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、演習については、教育上必要とあると認める場合には係数1.5）、実験及び実習については係数1（ただし、教育上必要とあると認める場合には係数1.5）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業を持って1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 前2項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表のとおりとする。

(卒業の要件)

第11条 卒業するには、本学に4年以上在学し、別表に定める単位を取得しなければならない。

- 2 学則第29条の2の規定に基づく第3年次特別編入学者の卒業の要件は、前項の就業年限にかかわらず、本学に2年以上在学し、別表に掲げる単位数（第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学及び高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位数のうちの一部として換算する単位（以下「換算単位」という。）を含む。）を修得しなければならない。この場合における換算単位については、教授会において判定する。

(卒業の判定)

第12条 卒業資格の判定は、教授会の議を経て学長が行う。

(教員免許)

第13条 本学部学生で、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する科目及び教職に関する科目について、所要の単位を修得しなければならない。

(転学)

第14条 本学部の学生で、他大学へ転学を希望する者があるときは、指導教員及び学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第15条 編入学については、琉球大学編入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(転入学)

第16条 転入学については、琉球大学転入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(再入学)

第17条 再入学については、琉球大学再入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(転学部、転学科等)

第18条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第19条 研究生については、琉球大学研究生規程（昭和56年11月28日制定）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第20条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程（平成5年10月12日制定）の定めるところによる。

(外国人学生)

第21条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程（昭和53年12月2日制定）の定めるところによる。

（留学等及び特別聴講学生）

第22条 留学等及び特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程（昭和48年3月23日制定）の定めるところによる。

（指導教員）

第23条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者に係る教育課程に関しては、第6条の規定にかかわらず、この規程施行の際、現に効力を有していた本学の諸規程を適用するものとする。

一部の附則（略）

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（法文学部総合社会システム学科経営学専攻の経過措置）

- 2 法文学部総合社会システム学科経営学専攻は、改正後の第4条の規程にかかわらず、平成20年3月31日に法文学部総合社会システム学科経営学専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（法文学部産業経営学科の経過措置）

- 3 法文学部産業経営学科は、改正後の第2条の規程にかかわらず、平成20年3月31日に法文学部産業経営学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成23年11月30日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月27日）

この規程は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。